

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタンプ

特集Ⅰ

協力会社に「心得」伝授

安全ルールを絞り込み

富士石油袖ヶ浦製油所

特集Ⅱ

平成28年度 主要労働局の重点対策

災害減少の流れ継続へ

ニュース

未熟練者の習得度合い把握

厚労省が手引き 安全作業へ自己診断表を示す

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2258

2016

5 / 15

■ 災害のあらまし ■

病院の看護師として勤務するAが、高齢患者Bから腕を蹴られるなどの暴行を受けた（以下、第一事故）。労災と認定され、後遺障害等級9級（神経系統の機能または精神に障害を残し、通常の労務には服することができるが、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの）に該当する状態となり、障害補償給付を受けた。復職後、今度は別の高齢患者Cから腕をつかまれ振り回されるなどの暴行を受けた（以下、第二事故）。これによりAは強い恐怖心を感じて適応障害を発症したとして、休業補償給付の支給を求めた。

■ 判断 ■

第二事故による心理的負荷の全体的、総合的評価は、平均的労働者を基準とした場合、精神障害を生じさせる程度の強い心理的負荷があったと認めることはできないとし、適応障害の発病は、業務外とされた。

■ 解説 ■

第一事故は、入院中の男性患者B（90歳）が大声で叫び、Aが1人で病室に入ったときに発生した。Bはベッド上から床に飛び降りようとしたため、Aはこれを押さえようとした。するとBは自己の右足でAの左側の首、頭、肩を5回ほど蹴るといった暴行に及んだ。Aは以後療養のため休業したが、頸椎捻挫、左上肢拘縮、左肩拘縮にて症状固定となり、後遺障害等級9級に該当する状態になった。

その後、復職に当たり、病院は産業医も交えてAとの間で複数回にわたり協議を重ね、さまざまな科における勤務の可能性を検討した結果、Aの了解のもとに病棟勤務

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
社会保険労務士 永井事務所

所長 永井 康幸

第218回

とすることを決めた。また、その担当業務を徐々に拡大するなどの対応がなされた。出勤扱いのリハビリ通院も認めることとなった。病院はAに対して、相応の配慮、支援を行い、実際にAは少しずつ患者との接触もできるようになるなどしていた。

第二事故は、第一事故から約1年半後の復職後ほどなく発生した。Aは高齢者が入院する病棟で男性患者C（87歳）の食事介助をしていた。Aは右手でスプーンを持っておかずをすくいCの口元に運んだが、Cは「うせえ。いらんや。あっちに行け」などと言って、いきなり右手でAの障害の残る左手をつかんできた。Aは痛いから放してと言いつつ、右手でCの手を払いのけたためCは手を放した。次に、Cは、右手をげんこつにしてAの顔の方に突き出してきた。Aは後ずさりして逃げ、げんこつはAに当たらなかった。その後、Aはナースステーションに戻り、上司である看護師に食事介助ができなかったと報告した。その2日後に大学病院の精神科を受診し、適応障害の診断を受けた。

労災保険法上の「業務上の負傷」については、心理的負荷による精神障害の場合、「認定基準」が厚生労働省より示されており、精神医学的知見をもとに認定要件を定めている。それによれば、①対象疾病を発病していること、②対象疾病発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと、この3要件のすべてを充たす対象疾病について、「業務上の疾病」として取り扱われるとされている。そして、心理的負荷の程度は、精神障害を発病した労働者がその出来事とその後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、



同種の平均的労働者が一般的にどう受け止めるかという観点から評価する。同種の労働者とは職種、職場における立場や責任、年齢、経験などが類似する人をいう。

確かに、第二事故は、第一事故の後で、後遺症の残る状況の下で発生したもので、復職1カ月後に再度入院患者から暴力行為を受けていることから、その恐怖感や、複数回にわたり暴力を受けるに至ったことに対し不条理と感じることは理解できないことではない。しかし、復職に当たり、病院側もAとの協議のもとに徐々に業務指示を増やすなどの配慮が慎重になされ、その一環として食事介助が依頼された。

病院内で不穏な患者による暴力も珍しくはなく、第二事故自体は、Aが腕をつかまれたほかは、乙から実際に殴られたわけではなく、そのやりともごく短時間にとどまり、客観的にみて精神障害発症の引き金になるほどの重度の心理的負荷をもたらすものであったとは認めがたいとされた。

このため、平均的労働者にとって精神障害を発症させる危険性のある心理的負荷をもたらすほどのあったとは認められず、Aの従事する業務と適応障害発症との間に、相当因果関係は認められないとされた。